

前日本弁護士連合会会長の山岸憲司先生より、中国における情勢を下に「法の支配」をテーマとした講演を頂きました。

「法の支配」という言葉は、大学生が憲法を学ぶ際ほぼ最初の方に出てくるものであり、私の大学生時代も然りでした。

人は法によってしか裁かれないとても、恣意的な国家権力の支配（人の支配）により法が作られてしまうとなれば、数の原理で容易に国民の自由・権利が侵害されてしまうこととなります。

「法の支配」とは山岸先生がおっしゃるところの「rule by law」ではなく「rule of law」すなわち法の合理性が担保された仕組を必要とするものとなります。

そのためには権力の恣意性をコントロールするための裁判所を含めた司法の役割、司法の独立が重要となっていきます。

この点、中国は司法の強化を国家政策としており、知的財産、M&Aなどの各法分野に強い司法の担い手の育成、留学に多くの予算を割いており、貪欲に世界中から良いものは取り入れているとのことであり、実際に全国に数百人レベルのローファームが存在していること（しかしながら、裁判官などの資格の統一化については未だ課題を抱えているとのことでした。）。

対する日本は司法に対する予算は少なく、司法修習生に対する給与制度を廃止してしまい司法育成の予算は減る一方におもわれます。

約10年前にできた法科大学院も一部は必ずしもうまくいっているといえる状況ではありません。

山岸先生は米百俵の学校として有名な長岡高校の出身とのことで、米百俵の精神というものをお教えいただきました。

かつて法科大学院が乱立してしまった経緯なども考えると、身を切ってでもいいものを作ろうという米百俵の精神というものがなかったのかかもしれません。

しかしながら、この現状を挽回すべく我々司法の若い世代の頑張りが必要なのだろうとむしろ前向きに考えたいなと思っております。

中国のお話に戻りますが、中国は55の民族と13億人の人口を抱える国家であり、ある程度の強権的な権力行使は必要とのこと。

実際に13億人の人口が自由に移動を始めると国家が大混乱してしまうことは、確かに容易に想像ができます。

学生時代、移動の自由は基本的人権の根源・個人の尊厳の根幹であり、これが「法の支配」の下における共通事項であると学んでおりました。

「法の支配」という概念が生まれた時代、55の民族と13億人の人口という国家を想定していたかというと疑問であり、もしかすると、このような国家情勢の下においては、別の考え方があるかもしれません。

さりとて、中国も共産党による一党独裁による支配体制では立ち行かないと考えており、

立法府たる全人代のほか、その諮問機関たる全国政治協商会議という組織があり、権力の恣意性のコントロールを目指しているとのことでした。

対する日本で、安倍総理が I B A (国際法曹協会)において「法の支配」をテーマとした演説をされたところ、「rule of law」としての「法の支配」をまだまだ理解されていないところもあったとのことでした。

司法の役割の重要性、教育の大切さを学ばせていただきました。

小堀 靖弘